

10月は
住生活月間

安全・安心・快適な 住まいづくりのために



(財)熊本県建築住宅センターは、平成3年12月に熊本県、熊本市及び関係団体により、公益法人として設立。建物などの安全性の確保や住宅の品質向上を推進し、建物や住まいづくりの様々な情報を提供することで、安心して暮らせる地域社会の発展に貢献することを目的としています。

相談

住宅を建てようと思っている方

無料住宅相談

業者などとのトラブルでお悩みの方

わが家の耐震性能を調べてみたい方

こんな時にはセンターを
ご利用ください!



建築住宅センターでは、一級建築士・弁護士・税理士といったそれぞれの専門分野のエキスパートによる無料住宅相談を行っています。

住宅一般・高齢化リフォーム
マンション・耐震 **一級建築士**

毎月第2・第4月曜日/午後1時～午後4時

法 律 **弁 護 士**

毎月第2・第4月曜日/午後1時～午後4時

税 務 **税 理 士**

毎月第2火曜日/午後1時～午後4時

要電話予約 TEL.096-385-0771 相談日が祝日などの場合は翌日になります。

保証

「建てるまで」「住んでから」「未来まで」
保証制度に入っていれば安心です。



●まもりすまい既存住宅保険

宅建業者が販売した既存住宅に瑕疵が見つかった場合の補修費用等をまかなうための保険です。宅建業者(被保険者)が倒産してしまった場合は、買主に直接保険金をお支払いします。

●まもりすまいリフォーム保険

リフォーム登録事業者が施工したリフォーム工事に瑕疵が見つかった場合、補修費用等が保険でカバーされます。リフォーム登録事業者が倒産してしまった場合には、リフォーム発注者に直接保険金をお支払いします。

●住宅完成保証制度

住宅が無事に完成するよう施主を支援するための制度です。建築の途中に建設業者が倒産してしまった場合、追加負担を最小限に抑えて住宅を完成させることを可能にします。

●地盤保証制度

地盤調査や補強工事を原因とする住宅の不同沈下などの事故がより確実に保証されるよう、登録された地盤調査会社などを保険でサポートする制度です。

高齢者

高齢者の方の住まい探しを応援します。

●高齢者円滑入居賃貸住宅の登録・閲覧制度

高齢者居住法に基づき、高齢者であることを理由に入居を拒まない賃貸住宅をその貸主が知事に登録する制度です。熊本県では(財)熊本県建築住宅センターが知事の指定を受けて登録・閲覧業務を行っています。

高齢者の方で
賃貸住宅をお探しの方

高齢者円滑入居賃貸住宅の登録情報はセンターの窓口やホームページで見ることができます。

(財)高齢者住宅財団ホームページ

<http://www.koujuuzai.or.jp/>



マンション管理基礎セミナー

マンション管理に伴う様々な問題を幅広く取り上げ、わかりやすく解説します。マンション管理の基礎的な知識の習得ができます。

日時 **10月29日(金)**

午後1時30分～午後4時30分

場所 **熊本テルサ(3Fたい樹)**

入場
無料

【主催】(財)熊本県建築住宅センター、(財)マンション管理センター

【共催】国土交通省

【後援】熊本県、熊本市、(独)住宅金融支援機構南九州支店、マンション再生協議会、NPO法人熊本県マンション管理組合連合会、熊本県マンション管理士会、(社)高層住宅管理業協会

【対象】マンション管理組合の役員、マンション管理の関係者など

【定員】100人

要予約

申し込み (財)熊本県建築住宅センターにFAXまたは郵送でお申し込み下さい。

13:40
～
14:50

「マンションの管理運営の基本」

～役員と組合員の役割～
～理事会で出来ること出来ないこと～

—————・(財)マンション管理センター 山本 節彦 管理情報部長

15:00
～
16:00

「元気なマンションの活動体験報告」

みんなで楽しむマンション管理

—————・ビブレ本山管理組合 山内 良一 理事長

マンションに暴力団の入居は許さない

—————・市内のマンション管理組合 元理事長・管理員

16:10
～
16:30

「地上デジタル放送の受信対策」

～マンション近隣地域への対策～

—————・総務省九州総合通信局 蔵治 隆 有線放送課長



財団法人 熊本県建築住宅センター
Building & Housing Center of KUMAMOTO